埼玉県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1 すべての県民が安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる 豊かで住みよい地域社会の実現を目指して、高齢者、障害者等が円滑に利用 できる生活関連施設の整備の促進、その他の福祉のまちづくりの推進を図る ため、埼玉県福祉のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設 置する。

(組織)

第2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3 委員は、福祉のまちづくりに関する学識経験者、福祉団体、民間事業者、 公募による県民及び市町村行政関係者等から福祉部長が選任する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長)

- 第4 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を 代理する。

(会議)

第5 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月5日から施行する。
- 2 埼玉県福祉のまちづくり推進委員会設置要綱(平成7年10月31日生活 福祉部長決裁)は廃止する。